

和歌山県文化部活動指針（概要） R1.12

指針策定の趣旨等

文化部活動は、学校教育の一環として、多くの生徒の豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすとともに、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解が図られる等、様々な成果をもたらしています。一方、その運営等については、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが大切になっています。

この度、文化庁から、先にスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」に定めた内容をベースに、運動部・文化部の特質を捉えて検討すべき課題がある状況を踏まえ、文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月)が示され、本ガイドラインに則った各都道府県の方針の策定が求められています。

本県においては、「和歌山県運動部活動指針(平成30年4月)」に定めた内容をベースに、本ガイドラインの内容も踏まえ、主として中学校段階の文化部活動を対象として、「和歌山県文化部活動指針」を示すこととしました。本指針の基本的な考え方は、学校種等の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階においても、芸術文化等の特性や学校の状況等に応じて、原則としてこの方針によるものとします。

本指針に基づき、文化部活動で生徒一人一人の心身の成長がもたらされ、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ資質・能力が培われることを願っています。

1 学校教育の一環としての文化部活動

(1) 文化部活動の意義（ねらい）の再確認

学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
意義（ねらい）に立ち返り、関係者の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した文化部活動の運営を行う。

(2) 活動の方向性の確認

指導に当たっては、技能等の向上とともに、楽しさを実感させる工夫を行う。
参加しやすい多様なレベルやニーズに応じた活動を行うなど、生徒の挑戦意欲や自己肯定感を高める指導の工夫を行う。
(内発的な動機付けを触発・挑戦意欲や自己肯定感を高める。)

(3) 文化部活動の方針の策定等

校長は、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
文化部顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。
校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表する。

(4) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知

教職員全体での共通理解や、文化部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。
学校は、生徒・保護者及び地域に対して、適宜、活動目標や方針、年間計画を説明し、周知徹底する。



2 文化部活動を支える環境の整備

(1) 多面的な指導ができる体制の構築

安全かつ効果的な活動を確保するため、複数の指導者により、多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。

(2) 部活動運営委員会・保護者会等の設置及び活性化

部活動運営委員会や保護者会等により運営方針等について共通理解を図り、形骸化しないよう常に課題意識をもち、運営委員会等の活性化を図る。

(3) 活動機会の確保

少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、合同部活動の運用を図る。

3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

(1) 休養日の設定

学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

- * 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

平日は、長くとも2時間程度(朝練習を含む。)とする。交通安全や生徒指導上の諸問題等に配慮して、日没時刻を踏まえて下校時刻を設定する。

- * 朝練習を行う場合は、安全面に関して細心の注意を払うことはもとより心身の健康や学習活動に対する影響を考慮するとともに、練習の成果を高めることができるように計画し、学校、保護者や生徒の理解を得て行う。
学校の休業日(学期中の週末及び長期休業日を含む。)は、特別な場合を除き、長くとも3時間程度とする。

(3) 参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう考慮して、参加する地域の行事や大会等を精査する。

(4) 指導方法

文化部顧問は、当該分野の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚をもち、常に自らの指導力の向上に努める。

(5) 体罰・不祥事等の防止

体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止を徹底する。
運営に係る経費の取扱いについては、細心の注意を払う。
文化部活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。

(6) 安全管理と事故防止

指導体制を構築し、安全管理を徹底する。(生徒の健康管理の徹底、事故防止や事故発生時に対応するマニュアルの作成) 設備・器具・用具の点検項目を作成し、定期的な点検補修を行う。
環境条件に応じた適切な指導に努める。

